

## 仕 様 書

1. 件 名 トナーカートリッジほかの購入（単価契約）
2. 品名・規格・予定数量 別紙１のとおり
3. 納入期間 令和８年４月１日～令和９年３月３１日
4. 納入官署 別紙２のとおり
5. 検 査 納品後、現地検査職員が検査を行う

### 6. 発注及び納入方法

発注は原則として年３回（５月、９月、１月）とし、納入は発注を受けた日から２週間以内に該当官署に納品すること。

### 7. その他

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定する基本方針に適合する製品であること。
- (2) 納入品は、純正品（純正リサイクル品を含む）のみとする。  
なお規格毎の種類は別紙１のとおりとする。
- (3) カートリッジの品質不良が原因と疑いのある機器本体の不良（印字不良・ジャム・トナー等の漏れ、ノズル詰り、本体破損等）が発生した場合は、受注者の責任において速やかに誠意をもって機器の清掃・オーバーホール・修理等の対応を行い、良好な状態に復旧すると共に、カートリッジを他の良品と交換すること。また、業務機器本体に影響を与えたときは、当該機器の保守会社、製造メーカーと連絡を取り、復旧に協力すること。
- (4) 納入された品物が不良品であったとき、上記（３）により復旧した後、また同様の症状が発生したとき、並びに、同じ種類のカートリッジを使用している他の機器で同様の症状が発生したときは、直ちに、その原因を調査し、文書により不良原因及びその改善方法について報告すること。また、当該カートリッジの問題箇所が改善されるまでの間は、当該製造メーカーの製品は納入しないこと。  
なお、上記（３）及び（４）により発生した費用は全て受注者の負担とする。
- (5) 別紙の数量は予定数量であり、発注数量を確約するものではない。
- (6) 納品時または指定する時期に使用済カートリッジ等を回収すること。  
なお、使用済みカートリッジ等のメーカー・規格は問わない。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、係官と協議のうえ、その指示に従うこと。



## 官署一覧表

官 署 名	納 入 先 住 所	電 話 番 号
仙台管区气象台	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	(022) 297-8124
青森地方气象台	〒030-0966 青森県青森市花園1-17-19	(017) 741-7412
盛岡地方气象台	〒020-0821 岩手県盛岡市山王町7-60	(019) 622-7869
秋田地方气象台	〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎	(018) 824-0376
山形地方气象台	〒990-0041 山形県山形市緑町1-5-77	(023) 624-1946
福島地方气象台	〒960-8112 福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	(024) 534-6724
仙台航空気象観測所	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原	(022) 393-5606
青森航空気象観測所	〒030-0155 青森県大字大谷字小谷1-303	(017) 763-0256
花巻航空気象観測所	〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183-1	(0198) 29-4195
秋田航空気象観測所	〒999-3776 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49	(018) 874-7155
大館能代航空気象観測所	〒018-3454 秋田県北秋田市脇神字藁岱21-144	(0186) 84-8205
山形航空気象観測所	〒999-3776 山形県東根市大字羽入字柏原新林3008	(0237) 53-0712
庄内航空気象観測所	〒998-0112 山形県酒田市浜中字村東30-3	(0234) 43-1710
福島航空気象観測所	〒963-6304 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21	(0247) 57-5356